

日時 令和 2 年 10 月 29 日（木） 9 : 00 ~ 9 : 15

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備等について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

先月、厚生労働省から、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の通知があり、インフルエンザの流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する必要があるとされていることなどを受けて、県においては、県医師会や医療機関などと調整を行い、相談・受診体制を構築することとした。

今回の体制では、地域において、発熱患者等の治療、検査にあたるのが、「診療・検査医療機関」になる。これは、受け入れ体制を整えた医療機関として、県が、県内の医療機関に募集し、応募のあった 155 箇所の医療機関で、今回指定を行った。

発熱患者の方は、これまでは、帰国者・接触者相談センターを介して相談していたが、今回からは、直接、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談してもらうことになる。

そして、このかかりつけ医等の地域で身近な医療機関が、「診療・検査医療機関」である場合には、そのまま受診いただき、その医療機関が「診療・検査医療機関」でない場合は、その医療機関で「診療・検査医療機関」を案内して、受診するという流れになる。

一方、かかりつけ医等の身近な医療機関がなく、どこに相談すればよいかわからないといった場合は、現在もある「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に電話をしていただければ、「診療・検査医療機関」を案内し、受診していただくこととなる。

「診療・検査医療機関」については、現時点で県内の 155 箇所の医療機関を指定しており、その内訳としては、保健所管内で申すと、高松市保健所管内で 79 箇所、東讃保健所管内で 17 箇所、中讃保健所管内で 38 箇所、西讃保健所管内で 19 箇所、小豆保健所管内で 2 箇所となっている。

なお、現在は 155 箇所であるが、今後、11 月末まで応募の受付を行い、申し出のあった医療機関については、随時追加して指定を行ってまいりたい。

なお、「診療・検査医療機関」については、公表した場合、患者の集中や他の診療への影響が懸念されることから、原則として非公表としている。しかし、公表について、了解いただいた医療機関については、県のホームページで公表したい。

また、案内していただく、医療機関の皆様には、別途「診療・検査医療機関」の情報をお知らせしたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症患者用の確保病床数については、これまで、185床（うち重床者25床）を確保していたが、医療機関との調整を踏まえ、11床増（うち重床者1床増）の196床（うち重床者用26床）を確保し、医療提供体制の強化を図った。

また、これに伴い、現在のフェーズ1の即応病床数を31床増の86床とする。

本部長発言

今回の11月1日からの発熱等の症状のある方への相談・受診体制は、インフルエンザの流行を念頭に置いたものと思う。新型コロナウイルスとは、別の問題ではあるが、通常の季節的なインフルエンザで、発熱があり風邪かインフルエンザの場合、これまでは普通に受診していたが、新型コロナウイルスとの関係で、この体制が違ってくる。まずは、かかりつけ医に相談とあるが、実際には、普段はどこ医療機関にもかかっておらず、かかりつけ医がいないという方も多いと思われる。さらに、これまでは、発熱症状があった場合、受診を断られるケースもあったと聞いている。こうした場合、どうしたらよいかをもう一度、お尋ねする。

健康福祉部長発言

かかりつけ医がいないという場合であっても、これまで受診したことのない医療機関でも構わないので、お近くの医療機関にまずは電話で問い合わせいただきたい。その医療機関が「診療・検査医療機関」であれば受診でき、そうでない場合は、他の「診療・検査医療機関」を案内してもらうことになる。どこに相談すればよいかわからない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに相談いただきたい。

本部長発言

この指定される「診療・検査医療機関」については、原則、非公表ということで、他の県でもそのような扱いが多いと聞いている。本県では、了解をいただいた一部の医療機関について、ホームページに掲載するということであるが、現時点で、ホームページで公表される医療機関数の見込みはどの程度か。

健康福祉部長発言

49の医療機関について公表を行う予定としている。

本部長発言

この「診療・検査医療機関」では、その医療機関で、必ず検査を行うということになるのか。また、先日、丸亀市PCR検査センターの登録医療機関の範囲が拡大されるという話があり、これまでの地域外来・検査センターの強化が進んでいるが、今回の「診療・検査医療機関」との関係はどうなるのか。

健康福祉部長発言

「診療・検査医療機関」の指定にあたっての要件として、必要な検査体制が確保されていること、または、検査を地域外来・検査センターに依頼する場合には連携体制が取れていること、となっている。従って、診療・検査医療機関で診療を行い、検査を地域外来・検査センターにお願いするというケースもある。この場合でも、受診された患者の方が確実に検査につながるような体制を取るようお願いしている。現在、県内に6か所あるPCR検査センターについては、今後とも、体制を整えて検査に対応することとなっている。

本部長発言

先ほど申し上げたように、通常の発熱の場合、一般県民の皆様の医療機関へのかかり方が、従来と違ってくる。インフルエンザ流行期には、発熱等の症状が、新型コロナウイルスの症状と見分けがつかないということが、多数発生することが懸念される。医療機関をはじめ関係者と十分に連携して相談・受診が円滑に行われるよう取り組んでいただきたい。

本部長発言

本県においても、感染者数が100名を超えている。今後も各部局において、引き続き、感染防止拡大のために、気を緩めることなく、スピード感をもって、必要な対応にあたっていきたい。